

認定事例

(災害補償課)

深夜の消火活動後、通常勤務に入った際、脳疾患を発症し、死亡した事案 (公務外)

1 災害を受けた者

A県B市消防団員(26歳)

2 職業

公務員

3 災害発生日

平成19年8月15日

4 傷病名

脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血(死亡)

5 災害発生状況

午前1時半サイレンの吹鳴により起床。団服に着替えた後車庫に徒歩にて参集し、待機後1時56分出動指示が出たためポンプ車後部に立った状態で出動。2時3分火災現場付近の水利に到着するが、他の車両があったため移動し、別水利に到着後吸管投入作業を行い、待機。2時半に撤収命令が出たため、吸管を取り出し、ポンプ車後部に立った状態で車庫に戻り、2時50分車庫着、即解散。2時55分自宅着、就寝。

8時12分に出勤し、8時半より勤務開始。

9時50分喫煙室で喫煙後、発症。

6 参考

(1) 発症前の活動

発症日前1か月間は公務従事なし。

4月に火災想定訓練(7時～10時)、6月に水防訓練(7時～11時)を実施(いずれも1日のみ)

(2) 本人の身体的状況

- ・身長 166.7cm、体重 79.0kg
- ・タバコ 10本/日、焼酎 1.5合/日

【説明】

脳血管疾患等の内部疾患については、公務による明らかな過重な負荷があり、そのために発症前の身体的状況による自然的経過を超えて当

該発症に至った場合に、公務上の災害と扱っているものであるが、過重性について検討すると、以下のとおりである。

(1) 発症当日の未明に、火災発生サイレン吹鳴により起床し、火災出動しているが、その活動内容をみると主に待機となっており、その間に異常な出来事に遭遇したものは認められない。

(2) 発症前おおむね1週間においては、上記(1)の火災出動以外の公務従事状況はなく、過重な業務が継続していたものとは認められない。

(3) 発症前おおむね6か月間においては、火災想定訓練(所要時間3時間)、水防訓練(所要時間4時間)をそれぞれ1日ずつ実施しているのみであり、その頻度・内容からは、疲労の蓄積をもたらす過重な業務が継続していたものとは認められない。

また、医学的知見においても、発症前の公務従事状況には、血管病変等の自然的経過を超えて著しく増悪させるほどの明らかな過重負荷が認められず、自然的経過により発症したと考えるのが妥当であり、公務との間に相当因果関係は認められないとされている。

以上の状況を総合的に評価すると、本件の災害(くも膜下出血による死亡)については、公務による明らかな過重負荷があったものとは認められず、血管病変等が自然的経過により発症したものと考えるのが妥当であり、公務との相当因果関係が認められないので、公務上の災害に該当しないものと判断した。